財務会計入力事務業務			
	運用_ I -10	運用手順書	
対象物品	旅費精算 謝金 その他の経費精算 ・非常勤役員報酬 ・立替払いの精算 ・治験被験者の交通費	等	
入力処理伝票	経費精算書		

版数	第1版
作成日	2024年9月2日
更新日	2024年9月20日

[目次]

<1>	概要
<2>	業務フロー
<3>	運用事務手順

運用_I-10	財務会計入力事務業務	運用手順

<1> 概要

旅費や謝金等、個人に支払う経費を精算します。

財源	公的研究費以外の財源		
対象物品	旅費精算 謝金 その他の経費精算 ・非常勤役員報酬 ・立替払いの精算 ・治験被験者の交通費 等		
依頼対象部署	 ・法人本部 ・大学事務局 ・附属病院 ・臨床治験センター など 		
提出書類	 支出命令原票 請求書(領収書) 旅行命令(依頼)書 旅費請求書 		
入力処理(伝票)	経費精算入力 出力帳票:経費精算書		
支払方法	 ・ 口座振込 ・ 現金払い(個人への支払) 		
支払日	毎月16日(予備日:毎月10日) ※16日が閉庁日の場合、前開庁日		
後処理	特になし		

※運用の共通作業について

入力依頼表紙や入力依頼受付管理簿の入力などの共通作業は、本手順書に記載していません。 共通作業は、運用手順No.【運用_共通】運用手順書を参照して実施してください。

運用_I -10 財務会計入力事務業務	運用手順
----------------------------	------

<2> 業務フロー



運用 Ⅰ-10	財務会計入力事務業務	運用手順
~		

<3> 運用事務手順

- (1) 各種書類(支出命令原票等)の受付
 - 各原課で準備できた請求書等書類はクリアファイルに入れて、随時、受付ファイルBOXに提出されます。
 入力センターの責任者は受付処理後、入力作業者に入力依頼します。
 - ② 入力作業者はクリアファイル内に、下記の書類が揃っているか確認します。
 書類が不足している場合は、依頼元原課の担当職員(支出命令原票に記載)に確認します。
 - a. 支出命令原票
 - b. 請求書(領収書)
 - c. 旅行命令(依頼)書 ※1
 - d. 旅費請求書 ※1

Ж1	法人職員	(府立医大職員、	学内の先生)	の旅費精算の	の場合、	提出があります。
	ただし、注	去人外部者への旅	、費精算の場合	、旅行命令	(依頼)	書の提出がないことがあります。
	ない場合、	担当職員に確認	する必要はあ	りません。		

※ 会費の立替払の場合、会合等に出席したことがわかる資料の提出が必要です。 ない場合は、担当職員に確認してください。

上記以外のa,bの書類は必須です。

- (2) 各種書類(支出命令原票等)の記入内容のチェック
 - ① 支出命令原票とその他提出された書類(旅行命令(依頼)書、旅費請求書、振込用紙)の記載内容のチェック を次頁以降のサンプルに記載の通り確認を行います。

※不備(疑問点)がある場合
 不備(疑問点)がある項目に「青付箋」を張り、不備(疑問点)の内容、記入者氏名(印)を
 記入し、入力センター責任者に確認します。
 ⇒問題が解決した場合:青付箋を剥がして入力作業を継続します。
 ⇒問題が解決しない場合:入力センター責任者は、依頼元原課の担当職員(支出命令原票に記載)
 に確認します。必要に応じて、書類(クリアファイル)は返却します。

運用_I-10

財務会計入力事務業務

運用手順



(報酬(税込) + 交通費(税込)) × 税率※ = 源泉徴収税額(所得税)(円未満切り捨て)

※税率・謝金(原稿料等):10.21% ただし、100万円を超える場合は、20.24%
 ・非常勤役員:3.063%
 ・非住民者(日本に住民票がたい):20.24%

・非住居者(日本に住民票がない): 20.24%

・その他(弁護士・特許事務所・弁理士・税理士等)は税率が異なるので、過去の入力 履歴を確認するか、不明の場合は、依頼元の担当者に確認すること。 **運用_I -10** 財務会計入力事務業務

運用手順

【旅行命令(依頼)書サンプル】

サンプルに個人情報等を含むため非公開

【旅費請求書サンプル】

サンプルに個人情報等を含むため非公開

運用_I-10	財務会計入力事務業務	運用手順

(3) 財務会計システムへの入力

財務会計システムの「経費精算入力」画面にて、経費精算の情報を登録し、経費精算書を印刷します。 詳細の操作手順、入力内容については、下記の手順書を参照してください。

財務会計システムの共通基本操作:入力手順No.【入力_基本】財務会計システム基本操作手順書 経費精算入力の詳細登録内容:入力手順No.【入力_I-6】入力手順書

(4) 入力内容のチェック

①入力作業者は、印刷した「経費精算書」と、支出命令原票、請求書、旅費請求書等と比較して、入力内容に誤りが ないかチェックします。

チェックした項目に<u>黒ペン</u>で「↓」を記入します。

・経費精算書、支出命令原票、請求書、旅費請求書の合計金額(請求金額)に<u>黄色の蛍光ペン</u>でラインを引きます。 ⇒次のチェック者にチェックした金額等、わかりやすく(強調)するため

②入力内容に問題なければ、「経費精算書」の右上の担当者枠に押印します。
 ⇒入力に誤りがある場合は、経費精算入力の修正処理をして、経費精算書を再出力し、再度、チェックします。

③経費精算書を一番上にして(入力依頼表紙の次に挟む)、書類全てをクリップで止めます。クリアファイルに次の確認作業者に渡します。
 書類は「入力依頼表紙」-「経費精算書」-「支出命令原票」-「請求書」-「旅行命令(依頼)書」
 -「旅費請求書」-「その他添付資料」の順に留めます。

- ④確認作業者は、「経費精算書」と支出命令原票、請求書、旅費請求書等と比較して、入力内容に誤りがないか チェックします。
 - ・「システム出力帳票」のチェックした項目に赤ペンで「↓」を記入します。

⑤入力内容に問題なければ、「経費精算書」の右上の担当者の左隣の枠に押印します。 クリアファイルに書類を戻し、確定作業者(入力センターの責任者)に渡します。

※入力誤りがある場合、入力作業者に差戻しします。 誤っている項目に「ピンク付箋」を張り、誤っている内容、記入者氏名(印)を記入し、入力作業者に書類を差戻しします。 入力作業者は、誤り分から優先して修正作業、確認作業を実施します。 入力確認者は修正内容確認後、ピンク付箋は外しておきます。

(5) 確定処理

①確定作業者は、「経費精算書」と支出命令原票、請求書、旅費請求書等と比較して、入力内容に誤りがないか チェックします。(経費精算書に「✓」の記入は不要)

※入力誤りがある場合、入力作業者に差戻しします。 誤っている項目に「ピンク付箋」を張り、誤っている内容、記入者氏名(印)を記入し、入力作業者に書類を差戻しします。 入力作業者、確認作業者は、誤り分から優先して修正作業、確認作業を実施します。 責任者は修正内容確認後、ピンク付箋は外しておきます。 **運用_I -10** 財務会計入力事務業務

運用手順

②入力内容に問題なければ、「経費精算書」の確定処理を実施します。

確定処理の詳細の操作手順、入力内容については、下記の手順書を参照してください。

確定処理の操作詳細手順:入力手順No.【入力_I-6】入力手順書

③確定処理後、「経費精算書」の右上の確定済の枠に押印します。

クリアファイルに書類を戻し、「ファイリング待ちファイルBOX」にクリアファイルを入れます。

- (6) 書類のファイリング
 - ①クリアファイルから書類を取り出します。ピンク付箋が残っていないか確認し、あれば外しておきます。 また、「入力依頼表紙」も外します。

②書類の順番を確認します。

書類は「経費精算書」-「支出命令原票」-「請求書」-「旅行命令(依頼)書」-「旅費請求書」-「その他添付資料」の順です。

③ホッチキスで書類を綴じます。

④書類のファイリング

- ・経費精算書、物品種別、支払日ごとにファイリングします。 (支払日は16日で同じなので、月単位で1つのチューブファイルを用意することになります)
- ・所属、経費精算No.の昇順でファイリングします。
 - 例: △△課 債務管理No.002
 △△課 債務管理No.001
 ○○課 債務管理No.005
 ○○課 債務管理No.003 ←一番下になるようにファイリングする
- 新規のチューブファイルに綴じる場合は、チューブファイルの背表紙を作成します。
 「対象年度 経費精算書 旅費 支払日」
 例:「令和6年度 経費精算書 旅費 8/16」

以 上